

役員給与支給規程

(総則)

第1条 社団法人 科学技術国際交流センターの役員給与に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 常勤役員給与は、本給及び期末手当並びに通勤手当とする。

(本給額)

第3条 常勤役員の本給の月額、別に定めるところによる。

(支給方法)

第4条 本給は、毎月17日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

(給与の日割り計算等)

第5条 新たに常勤役員となった者には、当該月は本給を日割りで計算した額により支給する。

2 常勤役員が離職したときは、当該月は本給を日割りで計算した額により支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の本給の全部を支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月17日及び12月17日(これらの日が休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日)に、前月末日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する常勤役員及び支給日の属する月の前月に退職または死亡した常勤役員に対して支給する。

2 期末手当の支給額は、基準日現在において常勤役員が受けるべき本給の月額を基礎として、別に定める基準により計算した額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額を基準として、理事長が別に定める額とする。

(出向者)

第7条 常勤役員のうち他の機関から出向等による者の給与について、この規程に拠りがたいときは、出向契約書等に基づいて取り扱うものとする。

(運用規則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から適用する。

附 則(11規程第8号)

この規程は、平成11年5月19日から施行する。

附 則(15規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

役員給与支給規程運用規則

(目的)

第1条 この規則は、役員給与支給規程(以下「規程」という。)の実施に当たり、常勤役員の本給等必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の本給月額)

第2条 規程第3条に規定する常勤役員の本給月額は、次の各号のとおりとする。

(1) 専務理事 914,300円

(2) 常務理事 814,400円

(期末手当)

第3条 支給規程第6条に規定する期末手当の額は、原則として、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受ける本給の月額に、6月に支給する分については100分の210、12月に支給する分については100分の230をそれぞれ乗じ、更に基準日以前の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて別表に定める割合を乗じて得た額を基準として、理事長が定める額とする。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(11規則第3号)

この規則は、平成11年5月16日から施行する。ただし、別表は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(13規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(14規則第4号)

この規則は、平成14年5月31日から施行する。

附 則(14規則第5号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第3条は、平成14年12月1日から適用する。

附 則(15規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（ 16 規則第 1 号 ）

この規則は、平成 16 年 5 月 31 日から施行する。

別表

在 職 期 間		割 合
基準日が 5 月 31 日である場合	基準日が 11 月 30 日である場合	
3 ヶ月	6 ヶ月	100 分の 100
2 ヶ月 15 日以上 3 ヶ月未満	5 ヶ月 以上 6 ヶ月未満	100 分の 80
1 ヶ月 15 日以上 2 ヶ月 15 日未満	3 ヶ月 以上 5 ヶ月未満	100 分の 60
1 ヶ月 15 日未満	3 ヶ月未満	100 分の 30